

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する特例

特例対象資産	適用条項	取得時期	適用期間	特例割合	添付書類
「先端設備導入計画」に基づき取得した先端設備 (事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物)	地方税法 附則第64条	令和3年 4月1日 ～ 令和5年 3月31日	3年間	零 (課税標準 額が0になり ます)	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備導入計画申請書・認定書一式の写し ・工業会等による生産性向上案件証明書の写し リース事業者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書 根拠を証する書類として提出をお願いする場合があります <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会社案内(パンフレット)